

絶対保存版

1960~2020年の アスベスト関連法令と その変遷





目次

はじめに

国内における主なアスベスト関連法令

建築基準法 | 国土交通省

労働安全衛生法（石綿障害予防規則を含む） | 厚生労働省

大気汚染防止法 | 環境省

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（略称：建設リサイクル法） | 環境省

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（略称：廃棄物処理法） | 環境省

宅地建物取引業法（略称：宅建業法） | 国土交通省

住宅の品質確保の促進等に関する法律 | 国土交通省

アスベスト関係法規の変遷

【1960～2000年】

【2001～2020年】

最新分析データから見る最良のコストカット

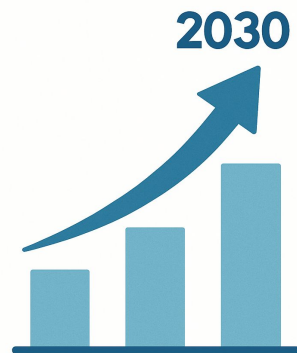
延べ200,000検体に及ぶ過去のデータ解析

はじめに

厚生労働省は、2024年12月に「令和5年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表。これによると、2023年度のアスベスト（石綿）ばく露作業による労災認定等事業場は、過去最多となる1,318事業場に及び、国内におけるアスベスト問題はますます深刻さを増す一方です。

加えて、アスベストを使用している民間建築物の耐用年数から推計して、解体棟数は2030年代にピークを迎えるといわれており、解体・改修に従事する企業・事業者には法に則った万全な対策が求められています。

この資料では、アスベストに関する過去から2020年までの法規の変遷について総括しています。未だ続くアスベストによる被害を未来に残さないためにも、法令遵守、ひいてはコンプライアンス遵守に役立てていただけると幸いです。



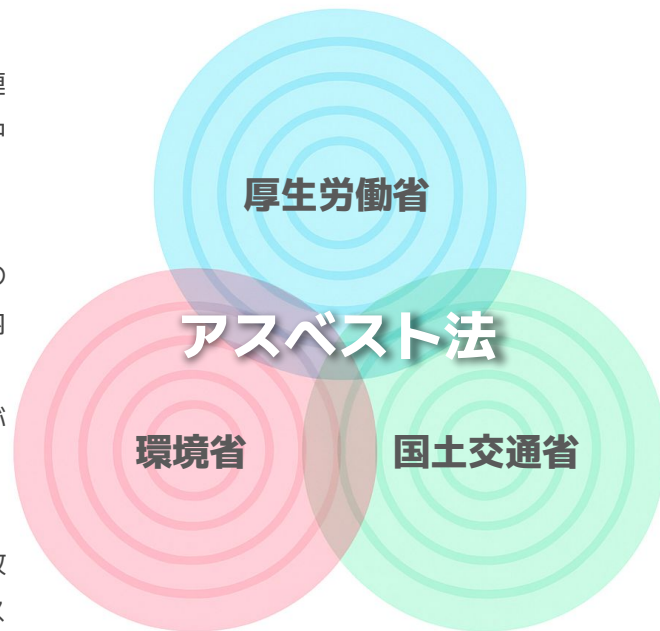


国内における主なアスベスト関連法令

一般的に「アスベスト法」と呼ばれることがありますが、これはアスベスト規制に関連する複数の法律を総称した表現です。実際には、厚生労働省、環境省、国土交通省を中心に、それぞれの管轄に応じた法制度のもとで包括的に管理・運用されています。

労働安全衛生法に基づく作業者のばく露防止措置、大気汚染防止法によるアスベストの飛散・漏えい防止策、廃棄物処理法（廃掃法）における適正な廃棄物管理など、その内容は実に様々。アスベストの使用・製造の規制から作業時の安全対策、飛散防止措置、廃棄時の処理基準に至るまで幅広い範囲を各省庁でカバーしており、これらの法制度が相互に補完しながら継続的に改正が行われているのが現状です。

特に近年では、アスベスト事前調査の義務化や有資格者による調査の必須化、解体・改修工事における報告義務の強化など、大きな法改正が相次いでいます。そのため、アスベスト含有建築物に関わる企業や事業者は、過去の法規制の流れと内容を理解し、適切な対応を講じることが不可欠です。



吹き付けアスベスト等の建築物への使用禁止及び増改築、大規模修繕や模様替えの際に除去を義務づけている法律です。
状況によっては除去ではなく、封じ込めや囲い込みによる対応を許容しています。



【主な規制内容】

1

使用の禁止



建築材料へのアスベスト等の添加及びあらかじめ添加した建築材料の使用禁止

2

除去義務



増改築時における除去などを義務付け

3

飛散の 勧告・命令



飛散の恐れのある場合に勧告・命令などを実施

4

立入検査



報告聴取・立入検査を実施

5

定期報告



定期報告制度による閲覧の実施

労働安全衛生法（石綿障害予防規則を含む） | 厚生労働省

労働者の健康を保護するために、アスベスト含有量が重量の0.1%を超えるものの製造、輸入、譲渡、提供、使用を全面的に禁止。

さらに、アスベストを取り扱う作業における安全基準も定めています。



【主な規制内容】

1

0.1%を超え
禁止



アスベスト及び、アスベストを重量の0.1%を超えて含有する全ての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用を禁止

2

職業病



アスベストによる健康被害が疑われる場合には、労働者は職業病として報告する権利があり、事業主の適切な対応を義務化

3

ばく露防止
対策



石綿障害予防規則の制定により、建築物の解体等の作業におけるアスベストばく露防止対策などについて規定

4

管理規制



吹き付けアスベストの除去などに係る隔離措置や建築物に使用されているアスベスト含有保温材等の管理について規制

5

技術指針



建築物の解体など、作業及び労働者がアスベストにばく露するおそれがある業務での労働者のばく露防止に関する技術上の指針を制定

建築物などの解体や改造、補修作業に伴う大気汚染を防止し、作業及び労働者の健康保護、生活環境の保全、被害者の保護を図ることを目的とした法律。建築物解体などの作業の届出、建築物解体などの作業基準を規定しています。



【主な規制内容】

1

事前調査



建築物又は工作物の解体等を行うときは、あらかじめアスベスト含有材料の使用の有無の事前調査を規定

2

調査結果 報告義務



一定規模以上の建築物または工作物の解体工事などにおいて、アスベスト使用有無の調査結果の報告を義務化

3

作業基準



アスベスト含有建材が使用されている建築物等の解体や改造、補修をする際に、作業の種類ごとに遵守しなければならない「作業基準」を制定

4

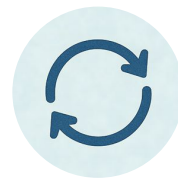
事前に届出



吹き付けアスベスト、アスベスト含有断熱材・保温材・耐火被覆材に係る作業について、作業を実施する14日前までに都道府県への届出を規定

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（略称：建設リサイクル法） | 環境省

分別解体などに係る施工方法に関する基準として、建設資材に付着している吹き付けアスベスト等の有無に関する調査を行うこと、付着物の除去の措置を講ずることなどを規定しています。



【主な規制内容】

1

対象建築物 の調査



コンクリートなどの特定建設資材に付着した吹き付けアスベスト等の有無など、対象建築物に関する調査

2

届出書への 記載



特定建設資材に付着した吹き付けアスベスト等の有無や除去などの措置、その他計画などについて届出書への記載

3

適正に 分別解体



特定建設資材に付着した吹き付けアスベスト等の除去など、特定建設資材を適正に分別解体するための措置

4

計画的な 施工



特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別するため、事前措置を含め解体工事などの計画的な施工

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（略称：廃棄物処理法） | 環境省

アスベストを含有する廃棄物について、「廃石綿等」または「石綿含有一般廃棄物」、「石綿含有産業廃棄物」として厳格な処理を行うことを規定。産業廃棄物の収集、運搬および処分に関する基準も制定しています



【主な規制内容】

1

飛散防止 措置



廃棄物の運搬・保管に関して、他の廃棄物との区分と飛散防止措置を要する規定

2

中間処理



溶解・無害化処理ができない場合は最終処分場に搬入するなど、中間処理に関する規定

3

最終処分



廃棄物は埋め立てを最終処分とし、都道府県知事又は廃棄物処理法の政令市の市長に許可を受けた最終処分場で行うことを規定

宅地建物取引業法（略称：宅建業法） | 国土交通省

売買の対象となる建築物について、アスベスト使用の有無の調査結果が記録されている時は、その内容を重要事項説明として契約の成立前までに建物の購入者などに説明することを規定しています。



**重要事項
説明**



住宅の品質確保の促進等に関する法律 | 国土交通省

住宅性能表示制度において、既存住宅における個別性能に係る表示事項として、「アスベスト含有建材の有無等」などを規定しています。



**個別性能に係る
表示事項**





アスベスト関係法規の変遷

日本国内におけるアスベストを規制する法律は、1960年に制定された「じん肺法」が原点。制定当初はアスベスト特有のリスクに対する認識が十分ではなく、当時急増していたじん肺症の防止を目的とした、一般的な粉じん対策の一環として位置付けられていました。

その後、1970年代から本格的な規制が始まり、その実態が明らかになるに連れ、関連する法律を厳格化。度重なる強化と改正を繰り返し、今日に至ります。

現行の法律を理解することはもちろん重要ですが、それらの規制がどのような背景の下で制定・改正されてきたのかを知ることも、アスベスト法への理解を深める上で不可欠です。過去の規制強化の流れを把握することで、今後のさらなる改正にも柔軟に対応できるでしょう。



【1960～2000年】

国内で本格的にアスベストの規制が始まったのは1971年。「特定化学物質障害予防法」が制定され、アスベストの飛散を防止するための製造・取り扱い作業における規制、健康診断の義務付けなどが定められました。

その後、1972年に国際労働機関（ILO）と世界保健機関（WHO）が初めてアスベストのがん原性を認めたことを受け、国際情勢に合わせるようにアスベストの規制を段階的に強化。1975年には重量の5%を超えるアスベストの吹き付け作業が原則禁止となり、1995年には、アモサイト（茶石綿）とクロシドライト（青石綿）の製造・輸入・使用が全面禁止となりました。

年号	法規、通達名	法規・通達の概要
1960年	「じん肺法」制定	じん肺健診についての規定（石綿も対象）
1971年	「労働基準法特定化学物質等障害予防規則」（特化則）制定	製造工場が対象、局所排気装置の設置、作業環境測定の義務付け（測定方法の規定なし）
1972年	「労働安全衛生法（安衛法）」制定、「特化則」再制定	安衛法が新たに制定され、特化則は同法に基づく規定に
1975年	「労働安全衛生法施行令」（安衛法施行令）の改正 「特化則」の大改正（1970年 ILO職業がん条約批准のため）	名称等表示（アスベスト5%超対象） アスベスト5%超対象、取扱い作業も対象、アスベスト等の吹き付け作業の原則禁止、特定化学物質等作業主任者の選任、作業の記録、特殊検診の実施、掲示など
1988年	「作業環境評価基準」（厚生労働省告示）制定	法規に規定されている各種物質の管理濃度を規定（アスベストも対象：2f/cm ³ ）
1999年	「大気汚染防止法（大防法・同）施行令・同施行規則」の改正	アスベストを特定粉じんとし、特定粉じん発生施設の届出、アスベスト製品製造／加工工場の敷地境界基準を10 f/Lと規定
1991年	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の改正	特別管理産業廃棄物として「廃石綿等」を新たに制定。吹き付けアスベスト、アスベスト含有保温材などのアスベストを含有する廃棄物が該当
1995年	「安衛法施行令」の改正 「労働安全衛生規則」（安衛則）の改正 「特化則」の改正	アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）の製造等禁止 吹き付けアスベスト除去作業の事前届出 アスベスト1%超まで対象が拡大、吹き付けアスベスト除去場所の隔離・呼吸用保護具及び保護衣の使用、解体工事におけるアスベスト使用状況の事前調査結果の記録
1996年	「大防法」の改正	特定建築材料（吹き付けアスベスト）を使用する一定要件をみたす建築物の解体・改造・補修する作業が「特定粉じん排出等作業」となり、事前届出、作業基準の遵守義務を規定
1997年	「大防法施行令・同施行規則」の改正	
1999年	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」制定	特定第一種指定化学物質としてアスベストが規定され、年間500 kg以上使用する場合に、環境への移動・排出量を国への報告義務付け

【2001～2020年】

2001年以降におけるアスベスト規制強化の転換点ともいえるのが、2005年のクボタショックです。当時、大手機械メーカー・クボタの旧神崎工場において、従業員及び周辺住民に大規模なアスベストによる健康被害が発生していることが判明。これが大きな社会問題となり、さらなるアスベスト対策の強化と、健康被害の救済制度の拡充に至りました。

その後、2006年にアスベスト含有量が重量の0.1%を超える製品（一部を除く）の製造、輸入、譲渡、提供、使用が原則として禁止され、2012年には猶予措置も撤廃。0.1重量%を超えるすべてのアスベスト含有製品の使用等が全面的に禁止となりました。

以降は、施工済みのアスベスト含有建築物におけるアスベストの飛散・漏えいの防止や廃棄物処理方法などに規制の重点をシフト。今日に至るまで、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法を中心に度重なる改正が行われています。

資料:「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」表2.1.1 石綿関係法規の変遷 | 環境省

年号	法規、通達名	法規・通達の概要
2004年	「安衛法施行令」の改正	アスベスト含有建材、摩擦材、接着剤など10品目が製造など禁止
	「作業環境評価基準」(厚生労働省告示)の改正	アスベストの管理濃度を改正(施行期日2005年4月1日)
2005年	「石綿障害予防規則」(石綿則)の制定(施行期日:2005年7月1日)	特定化学物質等障害予防規則から、アスベスト関連を分離し、単独の規則であるアスベスト障害予防規則を制定。解体・改修での規制(届出、特別教育、アスベスト作業主任者など)を追加
	「大防法施行令・同施行規則」の改正(施行期日:2006年3月1日)	吹き付けアスベストの規模要件などの撤廃と特定建築材料にアスベスト含有保温材、耐火被覆材、断熱材が追加。掻き落とし、破砕などを行わない場合の作業基準を規定
2006年	「大防法」の改正(施行期日:2006年10月1日)	法対象の建築物に加え工作物も規制対象となる
	「安衛法施行令」の改正(施行期日:2006年9月1日)	アスベスト0.1重量%超の製品の全面禁止(一部猶予措置あり)
	「石綿則」の改正(施行期日:2006年9月1日)	規制対象をアスベスト0.1重量%超に拡大一定条件下での封じ込め、囲い込み作業に対する規制の強化など
	(施行期日:2006年10月1日)「廃棄物処理法」の改正	アスベスト0.1重量%超を含有する廃棄物(廃アスベストなどを除く)をアスベスト含有廃棄物と定義、無害化処理認定制度が発足(施行期日2006年8月9日)
2008年	「石綿則」等の一部を改正する省令等(施行期日:2009年4月1日)	・隔離の措置を講ずべき作業範囲の拡大、隔離の措置等 ・事前調査の結果の揭示 ・吹き付けアスベスト除去作業について電動ファン付き呼吸用保護具着用を義務づけ ・船舶の解体などの作業に係る措置(施行期2009年7月1日)
2011年	「石綿則」の一部を改正する省令(施行期日:2011年8月1日)	船舶の解体などについて、建築物解体などと同等の措置を義務付け
2012年	「安衛法施行令等」の一部を改正する政令(施行期日:2012年3月1日)	アスベスト0.1重量%超の製品の製造等禁止の猶予措置を撤廃
2013年	「大防法」の改正(施行期日:2014年6月1日)	届出義務者を発注者に変更、解体等工事の事前調査及び説明の義務化、作業基準の改正
	「建築物石綿含有建材調査者講習登録規定」(国土交通省告示)	建築物の通常使用におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握推進のため、同規定を創設
2014年	「石綿則」の一部を改正する省令(施行期日:2014年6月1日)	負圧状態の確認、損傷・劣化など、アスベスト粉じん発散のおそれがある保温材などの集じん・排気装置の排気口からの石綿漏えいの有無の点検、作業場前室の除去などの対応の追加
2017年	「石綿含有仕上塗材の除去等作業における飛散防止対策について通知」(環境省)	アスベスト含有仕上塗材の除去作業における飛散防止対策について、吹き付け工法で施工されたものについては吹き付けアスベストとして扱うこととした
2018年	「安衛法施行令」、「安衛則」の改正(施行期日:2018年6月1日)	分析、教育用のアスベストの製造・輸入・使用などを可能とした
	「石綿則」の一部を改正する省令(施行期日:2018年6月1日)	アスベスト分析用試料などの定義、製造に係る措置、製造許可、届出などを規定
	「建築物石綿含有建材調査者講習登録規定」(厚労省・国交省・環境省告示)	3省連携により、国交省の旧規定の内容に解体時の事前調査に必要な知識を追加
2020年	「大防法」の改正(施行期日:一部除き2021年4月1日)	すべての建材への規制拡大及び作業基準の適用、事前調査方法の法定化・資格者による事前調査の実施、事前調査結果の記録の保存及び都道府県への報告の義務付け、取り残しなどの確認及び記録の保存の義務化、直接罰の創設など
	「石綿則」の一部を改正する省令(施行期日:一部除き2021年4月1日)	事前調査及び分析調査を行う者の要件の新設、計画届の対象拡大、事前調査結果の届出制度の新設、隔離(負圧不要)を要する作業に係る措置の新設、その他作業に係る措置の強化、作業計画に基づく記録・保存の義務化、アスベストの有無が不明な建材に対してアスベストが使用されているものとみなして工事を行うことにより分析調査を不要とする規定を吹き付け材にも適用など
	「建築物石綿含有建材調査者講習登録規定」の一部改正(厚労省・国交省・環境省告示)	一戸建てなど、アスベスト含有建材調査者の講習規程を新設



最新分析データから見る最良のコストカット

アスベスト法の改正によって調査や工事を行うためのコストが増加、さらに産業廃棄物の処分費用の増大に最近では人件費の高騰も重なり、アスベストを含む建築物・工作物の解体・改修工事は、ここ数年で値上がり傾向にあります。

関連企業や事業者にとっては深刻な問題で、増加するコストのしわ寄せが請負業者・下請業者にくるケースも少なくありません。

そういった背景から、試料採取や分析にかかる費用を抑えるためにみなし工事を行う企業や事業者もありますが、最新の分析データの解析によると、必ずしもみなし工事がコストカットに繋がるわけではないことがわかりました。



延べ100,000検体に及ぶ過去のデータ解析

アルフレッドが分析した100,000検体に及ぶデータを見ると、建材分類によってアスベストの検出率に大きな差があることが一目瞭然です。

とくに石こうボード（検出率4.1%）などの内装系の建材の検出率は低く、例えば内装リフォーム工事などで、これらの検出率が低い建材に対してみなし含有工事を行うことは、本来は不要なばく露防止措置や飛散・漏えい防止策に無駄な費用を費やすだけではなく、無駄に工期を延ばす原因となってしまいます。

施工環境や年代によっても変わりますが、検出率が低い建材に関しては、最初に分析を依頼し、アスベストの有無を明確にしてから対処すること。それが最良なコスト削減方法です。

分類	建材分類	検出数	不検出数	検出率
外装	スレート	2,649	274	90.6%
工作物	配管エルボ・珪藻土保温材	204	35	85.4%
工作物	煙突断熱材	58	17	77.3%
外装	アスファルト防水	638	357	64.1%
外装	ケイカル板	2,131	1,743	55.0%
内装	Pタイル	1,216	1,078	53.0%
工作物	ガスケット・パッキン	505	469	51.8%
外装	サイディング	1,675	3,131	34.9%
内装	ソフト巾木	595	1,240	32.4%
内装	塩化ビニルシート	1,017	2,478	29.1%
外装	外壁・内壁塗材	8,083	22,961	26.0%
内装	岩綿吸音板	885	3,328	21.0%
内装	パーミキュライト	33	128	20.5%
内装	クッションフロアシート	393	1,657	19.2%
工作物	吹付材	316	1,517	17.2%
外装	タイル・下地	484	2,337	17.2%
外装	ルーフィング・防水シート	226	1,113	16.9%
外装	コンクリート・モルタル	220	1,345	14.1%
内装	シーリング・パテ	303	2,537	10.7%
-	その他建材	250	2,535	9.0%
内装	壁紙・クロス	187	2,117	8.1%
内装	じゅうらく・繊維壁	196	2,953	6.2%
工作物	保温材・断熱材	123	2,412	4.9%
内装	石こうボード	800	18,922	4.1%
内装	木毛板・木質サイディング	17	1,379	1.2%
内装	吸音板	3	391	0.8%

アスベスト分析依頼がコスト削減に繋がる理由：期待値による比較

アルフレッドが分析した10万検体に及ぶデータを見ると、建材分類によってアスベストの検出率に大きな差があることが一目瞭然です。コスト削減を意識し「みなし除去」を選びがちですが、以下の試算のとおり確率論と期待値で判断すれば、ほぼ全てのケースで分析がコスト削減に繋がることが分かります。また、事前調査はみなし含有で報告しながら、石綿含有特別管理産業廃棄物ではなく通常の建設廃材と同様に処分するケースも見られます。その場合は廃棄物処理法違反で、1,000万円以下の罰金又は5年以下の懲役（法人の場合、3億円以下の罰金）になります。コスト面だけでなく法律違反を防ぐ意味でも、アスベスト分析を正しく利用いただくことをお勧めします。

石こうボードの分析 vs みなし判定（含有確率：4.1%）

仮に、分析費用が15,000円、分析対象範囲の除去費用が30万円と想定します。この場合の期待値は $(31.5万円 \times 4.1\%) + (1.5万円 \times 95.6\%) = 1.3万円 + 1.4万円 = 2.7万円$ となり、みなし判定（30万円）と比較して圧倒的に低コストです。

ケース	確率	分析費用	除去費用	合計費用
含有(分析)	4.1%	¥15,000	¥300,000	¥315,000
非含有(分析)	95.6%	¥15,000	¥0	¥15,000
期待値合計				¥27,000

VS

ケース	常に除去費用発生	合計費用
みなし判定	100%	¥300,000

スレートなど含有率が高いケース（含有確率：約90%）

含有率が非常に高い建材スレート（約90%）ではどうでしょうか？この場合の期待値は $(31.5万円 \times 90\%) + (1.5万円 \times 10\%) = 28.35万円 + 0.15万円 = 28.5万円$ となり、みなし判定の30万円を下回り、こちらも分析の方が経済的であることがわかります。

ケース	確率	分析費用	除去費用	合計費用
含有(分析)	90%	¥15,000	¥300,000	¥315,000
非含有(分析)	10%	¥15,000	¥0	¥15,000
期待値合計				¥285,000

VS

ケース	常に除去費用発生	合計費用
みなし判定	100%	¥300,000